



加茂市交通安全対策推進委員会
発足にあたり

加茂管内でこのところ五
月間の交通事故死者は
は、じつに十一名の多き
をかねて、三月以来ひき
つづき、県で二十五名の
トップに立つというなが
い状況にあります。こ
ういふ状況にありま
す。

交通安全対策推進のため
市条例および規則を制
定いただき、この運動の主
眼点として交通安全を十
分ご理解のうえ、正しく
ご実行いただきますよう
せつにお願ひ申し上げます。

交通安全対策推進のため
市条例および規則を制
定いただき、この運動の主
眼点として交通安全を十
分ご理解のうえ、正しく
ご実行いただきますよう
せつにお願ひ申し上げます。

みんなで守ろう 交通ルール

私達は平和な明るい社会を作るため、交通事故をふせぎ
交通事故にあわないようにするため、次のことがらを
実行し、市民一人一人の幸福を守り、この街から交通事
故を追い出しましょう。

道を歩くときは

- かならず右側はしを通りましょう
- 横切るときは、一度とまって右左の安全をたしかめて通
りましょう
- 道を横切るときはななめに横切らないで、まっすぐに
わたりましょう
- みち一ぱいに並んで歩かないようにしましょう
- 踏切では かならずとまって安全をたしかめましょう
- 体の不自由な人が みちを横断するときは付き添って渡
つてあげましょう
- 車のすぐ前や すぐあととは横切らないようにしましょう

自転車に乗るときは

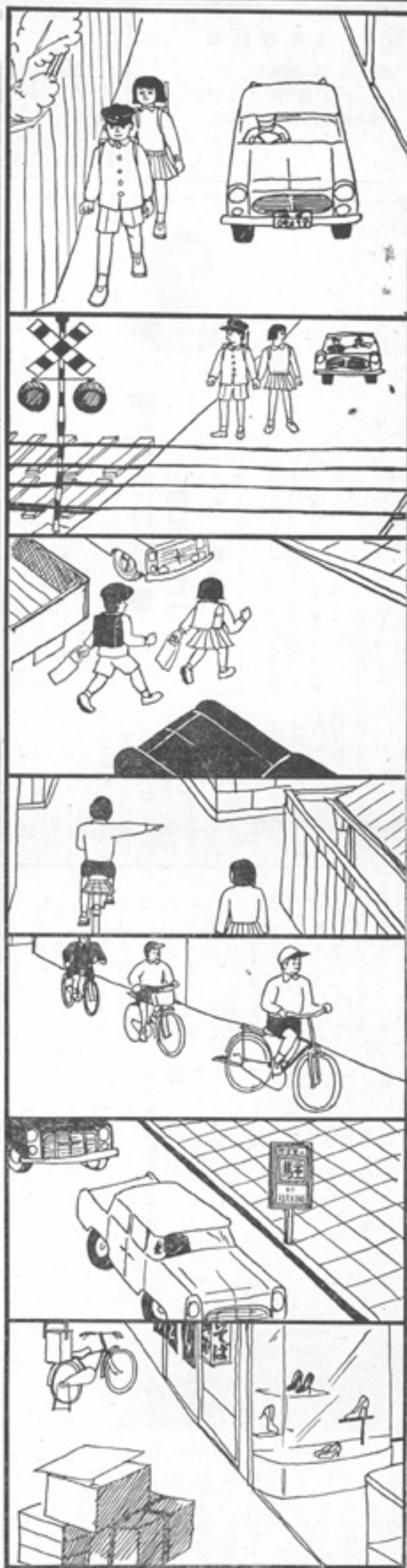
- みちの中央から左側を通りましょう
- 二人乗りはしないようにしましょう
- 踏切では かならずとまって安全をたしかめましょう
- 右や左にまわるときは あいずして徐行しましょう
- せまい道から広い道に出るときは 一度とまって左右を
たしかめましょう
- いつも整備しておきましょう（ブレーキ、ベル、ランプな
ど）
- 左小まわり、右大まわりをいたしましょう

自動車や原動機付自転車に乗るときは

- 無免許運転はしないようにしましょう
- 整備不良の車は乗らないようにしましょう
- 無理な追越しはやめましょう
- 無茶な運転はやめましょう
- 酒のみ運転はやめましょう
- 最高速度をこえて運転しないようにしましょう

みちでは

- 許可を受けないで、工事や作業はしないようにしましょう
- 交通のじやまになるような物、自動車、自転車をおいた
り、店がはみ出すようなことはしないようにしましょう
- あそんだり、あそばせたりしないようにしましょう



交通安全推進委員会委員

会長	渡辺栄一	(市長)
副会長	小島曾盛雄	(市議)
顧問	小島曾盛雄	(加茂署長)
顧問	小島曾盛雄	(市助役)
顧問	小島曾盛雄	(県議)
顧問	小島曾盛雄	(国道川辺出張所長)
顧問	小島曾盛雄	(美濃太田署長)
顧問	小島曾盛雄	(県事務所長)
顧問	小島曾盛雄	(土木出張所長)
顧問	小島曾盛雄	(署交通係長)
顧問	小島曾盛雄	(市議)
顧問	小島曾盛雄	(自治連合会長)
顧問	小島曾盛雄	(自治連合副会長)
顧問	小島曾盛雄	(交通安全支部長)
顧問	小島曾盛雄	(商工会長)
顧問	小島曾盛雄	(PTA連合会長)
顧問	小島曾盛雄	(ライオンズ)
顧問	小島曾盛雄	(市政審議委員長)
顧問	小島曾盛雄	(教育長)
顧問	小島曾盛雄	(中学校長会長)
顧問	小島曾盛雄	(小学校長会長)
顧問	小島曾盛雄	(消防長)
顧問	小島曾盛雄	(消防団長)
顧問	小島曾盛雄	(婦人会長)
顧問	小島曾盛雄	(青年連合会長)
顧問	小島曾盛雄	(市議連会長)
顧問	小島曾盛雄	(土木課長)
顧問	小島曾盛雄	(市民課長)
顧問	小島曾盛雄	(市副議長)
顧問	小島曾盛雄	(市議)
顧問	小島曾盛雄	(同)
顧問	小島曾盛雄	(同)
顧問	小島曾盛雄	(自治連合副会長)
顧問	小島曾盛雄	(同理事)
顧問	小島曾盛雄	(同)
顧問	小島曾盛雄	(同)
顧問	小島曾盛雄	(交通安全分会長)
顧問	小島曾盛雄	(同峰分会長)
顧問	小島曾盛雄	(同山之上分会長)
顧問	小島曾盛雄	(同下米田分会長)
顧問	小島曾盛雄	(同三和)
顧問	小島曾盛雄	(同伊深)
顧問	小島曾盛雄	(観光協会)
顧問	小島曾盛雄	(工業経営懇話会)
顧問	小島曾盛雄	(農林団体代表)
顧問	小島曾盛雄	(新聞記者会)
顧問	小島曾盛雄	(加茂高校長)
顧問	小島曾盛雄	(農林高校長)
顧問	小島曾盛雄	(教育委員長)
顧問	小島曾盛雄	(保母会長)
顧問	小島曾盛雄	(自転車販売代表)
顧問	小島曾盛雄	(収入役)
顧問	小島曾盛雄	(秘書課長)
顧問	小島曾盛雄	(商工観光課長)
顧問	小島曾盛雄	(消防署長)
顧問	小島曾盛雄	(福祉事務所長)
顧問	小島曾盛雄	(社会教育課長)
顧問	小島曾盛雄	(企画室長)

支払通知について

会計課からのお知らせ

市からお金を支払います
る時は「支払通知」を送り
ますから、届いてから会計
課の窓口へ受領にきて下さ
い。

なお支払いは毎月五
十五、二十五日後に発送
する予定です。ご不審
の点は会計課へ又は関係課
へお尋ね下さい。

簡易保険の払い込み についてのお知らせ

(美濃加茂郵便局から)

簡易保険は郵便局の保険
として親しまれ、できるだ
け安い保険料で生命の保険
と生活の安定をはかってい
ます。そして収納された保
険料は公共の福祉に役立つ
よう地方公共団体に融資
して、学校、公立病院、道
路、住宅、上下水道、農業
ガス事業等の建設資金とな
って全国津々浦々の町づく
り、村づくりに役立ってい
るが、この総額は三月末現
在で八、六六二億四の巨額
に達しております。

しかしながらこうした使
命を完全に果たすためには月
月の保険料がとこおりに
く払込まれることが是非必
要であります。

そこで郵政省では、これら
の資金をますます増強する
ため六、七、八の三カ月間
を保険料の集金に力を入れ
ることになり、特にこの期
間には全国的に保険料収入
確保運動を展開することに
なり、保険料の前払込や
払込の遅れている契約を元
にもとす運動をすすめるこ
とになっております。

保険料の前払込とは、た
とえば六カ月分の保険料を
前納すると半月分、一カ年
分を前納すれば一カ月分保
険料を割引いて払込をする
非常に有利な払込み方法で
あります。市民の皆さんも
簡易保険の払込みにこの際
ご協力下さるようお願い
いたします。